

船舶区画規程等の一部改正について

平成16年1月
国土交通省

1. 背景

2002年12月に開催された国際海事機関（IMO）の第76回海上安全委員会において、海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正案が採択され、2004年7月1日から発効することになっていることから、今般、船舶安全法関連省令を改正し、国内法令に取り入れることとします。

条約改正の背景は次のとおりです。

- (1) 1999 年の「エリカ号」及び 2002 年の「プレステージ号」の海難を契機として、船体内部の構造に発生するクラックや腐食衰耗の監視及び早期発見のため、油タンカー及びバルクキャリアの貨物区域に足場等の点検用の交通設備を備え付けることとされ、SOLAS条約附属書第Ⅱ－1章が改正されました。
- (2) 1993 年に900名を超える犠牲者を出したロールオン・ロールオフ旅客船「エストニア号」の海難を契機に、当該船型の旅客船は全通車両甲板に波浪が侵入した際などに短時間での転覆等が起こり、レーダー・トランスポンダー（SART）を携行して救命いかだに退避することが時間的に困難である場合が想定されることから、あらかじめ一定数の救命いかだの内部に SART を備え付けることとされ、SOLAS条約附属書第Ⅲ章が改正されました。
- (3) 1980 年代よりバルクキャリアの船首部への波浪打ち込み等による浸水を原因とした海難が相次いだことから、当該船舶の貨物倉及びバラストタンク等の区画に対して浸水警報装置を備え付けること等のSOLAS条約附属書第ⅩⅡ章が改正されました。

2. 改正の内容

(1) 貨物区域における交通設備の備付け

次に掲げる船舶の貨物区域には、技術基準に適合した点検用の交通設備を設けることとします。また、管海官庁によって承認された当該交通設備に関する手引書を船内に備え付けることとします。

- ① 国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー
- ② 国際航海に従事しない総トン数500トン以上のタンカーであって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの
- ③ 国際航海に従事する総トン数20,000トン以上のバルクキャリア
(平成17年1月1日以後に建造される新造船に適用する。)

(2) 救命いかだにおけるレーダー・トランスポンダーの備付け

次に掲げる船舶については、救命いかだ4台に対して1個の割合でレーダー・トランスポンダーを備え付けることとします。

- ① 国際航海に従事するロールオン・ロールオフ旅客船
- ② 国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船であって遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの（限定近海船を除く。）

（現存船及び平成16年7月1日以後に建造される新造船に適用する。ただし、現存船については、国際航海に従事するものは平成16年7月1日以後の当初検査（最初に行われる定

期検査又は中間検査をいう。以下同じ。)の時期、国際航海に従事しないものは平成19年7月1日以後の当初検査の時期までは適用しない。)

(3) 浸水警報装置の備付け等

国際航海に従事する総トン数500トン以上のバルクキャリアの貨物倉、バラストタンク等には浸水検知器を備え付けるとともに、船橋に可視可聴警報装置を備え付けることとします(現存船及び平成16年7月1日以後に建造される新造船に適用する。ただし、現存船については、同日以後の当初検査の時期までは適用しない。)

また、同船の船首隔壁前方のバラストタンク等の排水装置は容易に近づくことができる場所から操作できることとします(現存船及び平成16年7月1日以後に建造される新造船に適用する。ただし、現存船については、同日以後の当初検査(SOLAS条約上の年次検査を除く。)の時期又は平成19年7月1日のいずれか早い時期までは適用しない。)

3. 改正スケジュール(予定)

公 布: 平成16年4月上旬

施 行: 平成16年7月1日